

## みえ労働力シェアリング支援事業業務委託 質問及び回答

### 質問① 仕様書1について

「一時的に出向させるなど」とあるが、令和2年度の支援拠点と同様に「在籍出向、派遣、兼業・副業」の支援と考えてよいか。

### 回答①

お見込みのとおりです。

### 質問② 仕様書2の(1)について

支援拠点事務所は、県外へ設置することは可能か。県内のみか。また、立地や交通事情に条件はあるか。(駅から徒歩圏内、駐車場完備など)

### 回答②

県内を想定していますが、事業実施に支障がなければ県外への設置も可能です。また、立地や交通事情に条件はありません。

### 質問③ 仕様書2の(3)について

契約締結後、速やかに設置とあるが、具体的な期限をご教示いただきたい。

### 回答③

支援拠点については、4月中旬を目途に設置をお願いします。

### 質問④ 仕様書3の(1)について

専用ホームページ開設について、期間により工数が変わるため、リリース時期の具体的な期限をご教示いただきたい。

### 回答④

4月末日までに開設をお願いします。

### 質問⑤

再委託は原則禁止とあるが、ホームページ制作、社会保険労務士や非常勤のアドバイザーなどの再委託は可能か。

### 回答⑤

契約業務の一部を再委託する場合は、県の承諾を得た場合に限り可能です。契約締結後、県と協議を行ってください。